

## 平成28年第1回白河市農業委員会臨時総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年4月1日(金)午後2時

場 所 市役所5階 正庁

### 2. 会議構成人員(37名)

#### 出席農業委員(19名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

#### 出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	富永進	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
斎藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 白河市農業委員会会長の互選について
- 2 議案第2号 白河市農業委員会会長職務代理者の互選について
- 3 報告第1号 白河市農業委員会農業委員の議席について
- 4 議案第3号 白河市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 5 協議第1号 白河市農業委員会運営委員等について
- 6 協議第2号 白河市農業委員会農業委員の担当地区について
- 7 協議第3号 白河市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当地区について

### 4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 森 正 樹      主幹兼次長兼係長 橋 本 浩 一  
主 査 高 橋 早 苗      主 事 高 畑 祥 史

◎開 会

事務局長 それでは、皆様お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。改選後、最初の総会は農業委員会等に関する法律第27条の規定により市長が招集いたしました。総会に先立ちまして、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、白河市議会より人事案件の承認を受け、市長が任命する白河市農業委員会の委員に辞令の交付を行います。

市長、登壇願います。

(鈴木和夫市長 登壇)

事務局長 それでは、市長より辞令を交付いたしますので、お一人ずつ演台にお進み願います。

辞令、砂塚功殿、白河市農業委員会委員に任命する。

平成28年4月1日、白河市長、鈴木和夫。

以下、発令内容を省略し、お名前のみ読み上げます。

早津和一殿、齋藤茂殿、和田一男殿、高橋義勝殿、矢野正則殿、星保雄殿、有賀良雄殿、緑川喜文殿、山本繁夫殿、滝田文雄殿、鈴木滋夫殿、今井直敏殿、北野唯道殿、塩田一也殿、大戸文治殿、矢吹幸彦殿、我妻貢殿、本宮勝正殿。

以上をもちまして、辞令の交付を終了いたします。

それでは、ただいまから平成28年第1回白河市農業委員会総会を開催いたします。

(午後 2時00分)

---

◎市長挨拶

事務局長 本総会の招集権者であります鈴木市長よりご挨拶申し上げます。

市長 それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま19名の方々に農業委員としての辞令を交付いたしました。農業委員会制度も今般大きく変わらしまして、従来の公選制から市長が任命をする、実質的には各地域の方々のご推薦を頂戴して市長が任命をする。議会の承認を得て市長が任命をするというふうになるわけでありまして、従来38名の農業委員がその半分、19名となって新しくスタートするわけがあります。

ご案内のとおり、農業をめぐる情勢は多々動いております。これからTPP等の批准協定の動きがあれば、さらにこの動きが加速化をするというふうな状況になるわけがあります。しかし、いずれTPPが批准されようがされまいが、日本の国の抱えている農業問題は本当

に大きいものがあるわけであります。すなわち後継者の人の確保をどうするのか、あるいは農地の流動化をどう進めていくのか、一方では、耕作放棄地がどんどん進んでいる、一方では新しい生産性を上げた農業法人の形態も進んでいると、こういう両極の現象があると思いますし、また、一方では高齢化も進んで、いやが応でも農地の流動化は迫ってきている。

こういう状況において新しい農業委員会制度、あるいは新しい農地法の制度もどんどん切りかわっていったるわけであります。農業生産法人の要件もだんだんと緩和されてきて、いずれは株式会社も容認をされるのではないかと、こういう要素があるわけであります。刻一刻変わりつつある農業情勢にいかに対応するかということの基本は、冒頭言いましたように人と農地だと思えます。中でもこの農地制度をどういうふうに運用するかと、大変重要な責務を負っていると思えます。農地の移動統制、あるいは農地の転用を通して農地の適正なあり方を探っていくと、大変大事でかつ崇高な使命であるというふうに思っております。その重要で崇高な使命を皆さん19人の方々がこれから担っていくということを考えるときに、本当に今回の皆さん方の19人でスタートする白河市農業委員会のあり方、大変皆さんも市民の方々も注目をしているところであります。

どうかこれから市の農政当局と表裏一体となって白河のあるべき農業の姿をともに探っていきたいというふうに思っております。私もなるべく皆さん方と近いところでいろいろご意見の交換をしながらともに目的を同じ白河のよりよい農業の制度の姿を探っていく、あるいは作り上げていくということでありますので、農業委員会と市長部局農政部門が相連携をしながら大変難しい状況ではありますが、手探りの中で、しかし一歩あるいは半歩と前に進んでいきたいというふうに思っております。

皆様、19名の新しい農業委員の方の活躍に心から期待を申し上げまして、挨拶といたします。

事務局長 ありがとうございます。

市長、降壇願います。

なお、市長は所用がありますので、ここで退席させていただきます。

(鈴木和夫市長 降壇)

---

#### ◎臨時議長の選任

事務局長 それでは、議事に入ります。申しおくれましたが、私は白河市農業委員会事務局長

の森と申します。暫時の間、進行を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
す。

本総会は、改選直後の臨時総会でありますので、新会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定に準じ、年長者である北野唯道委員に臨時の議長を務めていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局長 それでは北野唯道委員、議長席にお願いいたします。

臨時議長(北野委員) ただいまご指名をいただきました北野でございます。議長という大任をいただきましたが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

---

◎議案第1号

臨時議長(北野委員) 議事に入ります。

議案第1号 白河市農業委員会会長の互選についてを議題とします。

事務局に議題を朗読いたさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、お手元でございます平成28年白河市農業委員会第1回臨時総会議案書のめくっていただいて2ページをごらんください。

議案第1号白河市農業委員会会長の互選について、農業委員会等に関する法律第5号第2項の規定に基づき白河市農業委員会会長の互選する。平成28年4月1日提出。白河市農業委員会臨時議長北野唯道。

臨時議長(北野委員) 農業委員会等に関する法律第5条2項の規定により会長の選出方法については、委員の互選により選出することとなっております。

選出の方法といたしましては、白河市農業委員会規則第4条により、単記無記名投票による方法と出席委員の全員の同意による指名推選の方法があります。いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。

矢野委員 指名推選をお願いします。

臨時議長(北野委員) ただいま指名推選ということがございましたが、それに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(北野委員) 矢野委員ですか。

矢野委員 6番の矢野です。白河市農業委員会会長に1番の砂塚功委員を推薦いたします。

臨時議長（北野委員） ただいま砂塚委員を会長に指名したいとの声がありましたが、指名推選の場合は、白河市農業委員会規則第4条により、出席委員全員の同意が必要となりますので、確認いたします。

指名された砂塚委員を会長に選出することにご異議ない方は挙手願います。

（賛成者挙手）

臨時議長（北野委員） 全員挙手されていることを確認いたしました。

出席委員全員の同意を確認いたしましたので、砂塚委員を会長に推薦することに決定いたしました。拍手をもってご承認願います。

（拍手承認）

臨時議長（北野委員） 委員各位の絶大なるご協力により、無事議長の重責を果たすことができました。ありがとうございました。

新会長と席を交代いたします。

事務局長 北野委員、ありがとうございました。

（新会長、会長席に着く）

事務局長 会長に選出されました砂塚功委員より挨拶をお願いいたします。

会 長 新会長にご選出をいただきました砂塚功でございます。本当にありがとうございました。

本日から3年間、皆様のご指導、ご協力を賜りまして、地域農業の振興と農業委員会の業務遂行に努めてまいりたいと思います。そして、本日4月1日改正農業委員会法の施行を迎え、農地利用最適化の推進に向け新たな一歩を踏み出しました。これからも皆様のご支援をいただきながら数多い問題を抱えながら、TPP、それから農産物の価格の低迷等、不安要素はたくさんございますが、農地行政業務を的確に進めてまいりたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。

それでは、議長、議事の進行をお願いいたします。

---

#### ◎議案第2号

会 長 それでは、議案第2号 白河市農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、議案書3ページをごらんください。

議案第2号 白河市農業委員会会長職務代理者の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、白河市農業委員会会長職務代理者を互選する。平成28年4月1日提出。白河市農業委員会会長砂塚功。

会 長 法第5条第5項の規定において会長が欠けたときまたは会長に事故があったときは、委員が互選した者がその職務を代理するとあります。互選の方法としては、白河市農業委員会規則第4条により、単記無記名投票による方法と出席委員全員の同意による指名推選の方法があります。いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

会 長 指名推選の声がありましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 それでは、誰を推薦しますか。

塩田委員、どうぞ。

塩田委員 会長職代理に16番の大戸文治さんを推薦いたします。

会 長 ただいま大戸文治委員を会長職務代理者に指名したいとの声がありましたが、指名推選の場合は、白河市農業委員会規則第4条により、出席委員全員の同意が必要となりますので、確認いたします。

指名された大戸文治委員を会長職務代理者に選出することにご異議のない方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

会 長 出席者全員の同意を確認しましたので、委員を会長職務代理者に推挙することに決定いたしました。拍手をもってご承認願います。

（拍手承認）

会 長 ただいま会長職務代理者に選任されました大戸文治委員より挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者 大戸文治です。職務代理として会長の補佐、白河市の農業委員会、また白河市の農業発展のため全員でご協力お願いし、発展させていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎報告第1号

会 長 それでは、報告第1号 白河市農業委員会農業委員の議席についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、議案書6ページ、ごらんください。

報告第1号 白河市農業委員会委員の議席について、白河市農業委員会総会会議規則第7条の規定に基づき、委員の議席を定める。平成28年4月1日報告。白河市農業委員会会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をいたさせます。

事務局長 農業委員会総会会議規則第7条の規定により議員の議席は会長が定めると規定されております。委員各位の議席につきましては、地域、年齢、委員経験年数等を考慮し決定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは今、議席の表を配りますのでお願いします。

会 長 委員各位の議席を別紙のとおり定めさせていただきましたので、報告いたします。よろしく願いいたします。

座席を変更するため暫時の間、休憩といたします。委員各位は自分の荷物を持って一旦退席を願います。休憩終了の後は決定された議席に議席表がありますので、そちらに着席願います。

(座席移動)

会 長 それでは、大変お待たせいたしました。

座席番号表が設置されましたので、指定の席に着席をお願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 それでは、議事を再開いたします。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、それでは議事録署名人には、1番、早津和一委員、2番、高橋義勝委員の両名を指名いたします。



◎議案第3号

会 長 議案第3号 農業委員会等に関する法律第17条の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱についてを審議することにいたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 4ページをごらんください。

議案第3号 白河市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、白河市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱する。平成28年4月1日提出。白河市農業委員会会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をいたさせます。

事務局長 それでは、5ページをお開き願います。

次の者を白河市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することについて農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により白河市農業委員会の承認を求めるものでございます。

推進委員につきましては、その名簿に記載された19名の方々ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農業委員会等に関する法律第17条の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について審議いたします。

人事案件についてご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定いたします。

以上で総会の議案審議は終了となりますが、休憩後、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行います。委嘱状交付式終了後、協議事項の第1号から第3号を農業委員及び農地利用最適化推進委員で行います。

これより20分間の休憩といたします。

（休憩）

（午後3時00分）

（午後3時20分）

---

◎農地利用最適化推進委員委嘱状交付

事務局長 それでは、ただいまより農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行います。

砂塚会長と大戸職務代理者は前にお願いたします。

それでは、会長より委嘱状を交付いたしますので、お一人ずつ会長の前にお進み願います。

委嘱状、茂木一男殿。白河市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱する。平成28年4月1日、白河市農業委員会。

以下、発令内容を省略し、お名前のみ読み上げます。

鈴木信秋殿、樋口幹夫殿、邊見芳正殿、篠宮四郎殿、斎藤一廣殿、小泉光敏殿、深谷昭殿、矢内照美殿、鈴木茂次殿、橋本賢一殿、深谷宏光殿、高久亨殿、円谷隆男殿、秋元幸一殿、山内喜一殿、飛知和金一殿、富永進殿。

それでは、砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 本日の農業委員会臨時総会において会長に選出されました砂塚でございます。先ほどは19名の農地利用最適化推進委員の皆様にご委嘱状をお渡しいたしました。今般の農業委員会組織の制度改正に伴いまして、新たに農地利用最適化推進委員が設置されることとなりました。今回、地域からの推薦を受けた皆様が新たな制度のもとで初の推進委員として本日から3年間ご活躍いただくこととなりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題が山積する中、TPP環太平洋経済連携協定は、私ども農業関係者にとって大きな問題であります。引き続き、今後の動向を注視していく必要があると思われれます。そのような中、推進委員の皆様には、農業委員の皆さんと連携し担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止、担当地区の農地の有効利用にご尽力をいただくとともに、農家と行政のかけ橋としての役割も担っていただきますようお願い申し上げます。

また、毎月の農業委員会総会にも推進委員の皆様にはご出席をいただき、担当地区の案件について意見を述べていただく考えでありますので、ご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、推進委員の皆様方は各地域の課題や農業に精通した皆様です。本日から3年間、農業委員とともに農地制度の適正かつ円滑な運用と地域農業振興のためご活動をいただきますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。

それでは、会長、議事の再開ということでお願いいたします。

---

#### ◎協議第1号

会 長 それでは、議事を再開いたします。

協議第1号 白河市農業委員会運営委員等についてを協議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局長 それでは、議案書の8ページ、協議第1号 白河市農業委員会運営委員等について、白河市農業委員会運営委員会規定第3条の規定に基づき、運営委員等を決定するということをごさいます、内容でございますが、委員各位は9ページをごらんいただきまして、運営委員会の規定並びに内規によりまして、地区代表については各1名、運営委員については白河地区が2名、表郷、大信、東が各1名、小委員会の委員については白河地区が2名、表郷、大信、東が各1名、なお今回、新たな制度改正に伴いまして、農地利用最適化推進委員にも運営委員会に加わっていただきたいため、運営委員につきましても白河地区は2名、表郷、大信、東については各1名の選出をお願いしたいと思います。

この後、初めに農業委員各位については、各地区ごとに分かれて地区代表、運営委員会委員、小委員会委員についてその選出についてご協議の上、決定をお願いしたいと思います。

それでは左側に、白河、表郷、大信、東という順に席をつくってありますので、そちらに移動していただいて、選考をお願いいたします。

その間、推進委員については休憩ということをお願いいたします。推進委員については、農業委員さんの役職を決めてから推進委員ごとに集まって決めていただきますので、推進委員の方は若干、休憩ということをお願いいたします。

(休憩)

(午後3時30分)

(再開)

(午後3時40分)

会長 それでは、議事を再開いたします。

決まりました役職の発表をお願いします。

まず、白河地区より発表を願います。

和田委員 それでは、白河地区の委員をご紹介します。

地区代表者に12番、私、和田一男でございます。運営委員には11番、星保雄委員、同じく運営委員、7番、有賀良雄委員、小委員会の委員、10番、齋藤茂委員、小委員会委員、17番矢野正則委員。

続きまして、推進委員の運営委員をご紹介します。

白河地区、佐藤良一推進委員、運営委員、白河地区、鈴木信秋推進委員、以上です。

会長 ありがとうございます。

続きまして表郷地区、お願いいたします。

今井委員 表郷地区、農業委員、地区代表、3番今井直敏、運営委員、4番、滝田文雄さん。

続きまして、小委員会委員、8番、鈴木滋夫さん、推進委員、運営委員、古関地区、深谷宏光さん。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、大信地区お願いいたします。

北野委員 地区代表、18番、北野唯道、私です。運営委員、15番、大戸文治さん、小委員会、13番、塩田一也委員、推進委員、運営委員、大信信夫地区、秋元幸一委員であります。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、東地区お願いいたします。

本宮委員 東地域農業委員、地区代表者、16番、本宮勝正、運営委員、5番、我妻貢さん、小委員会委員、14番、矢吹幸彦さん、推進委員、運営委員、東小野田地区、富永進さん。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

ただいま各地区より報告がありましたが、ご意見、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、協議第1号 白河市農業委員会運営委員等については報告のとおり承認することにいたします。

---

#### ◎協議第2号及び協議第3号

会 長 続きまして、協議第2号 白河市農業委員会委員の担当地区についてを協議いたします。協議第3号 白河市農業委員会の農地利用最適化推進委員の担当地区についてを協議いたします。

事務局に一括して説明をいたさせます。

事務局長 それでは、お配りしました農業委員及び農地利用最適化推進委員地域別地区別配置一覧表をごらんいただきたいと思います。

農業委員会等に関する法律第17条第2項により農地利用最適化推進委員の委嘱に際しまして担当する区域を定め、その区域内において最適化の推進に関する活動を行うことと規定されていることから、推進委員の担当地区については別紙のとおり決めさせていただきまして、推進委員は現地確認の正担当ということでお願いをしたいと考えております。

また、農業委員各位は推進委員を補助する形で総合的な立場で農地制度の運用に取り組む必要がありますので、農業委員各位については副担当ということで、推進委員を補佐していただきたいと考えております。

なお、推進委員2名、農業委員1名の地域については、農業委員がそれぞれの推進委員の副担当としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、協議第2号 白河市農業委員会委員の担当地区について、協議第3号 白河市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当地区についてを承認することといたします。

以上で、本日予定をしておりました案件の全ての審議が終了いたしました。

会 長 ここで農業委員会事務局職員の紹介をさせていただきます。

局長。

事務局長 それでは、改めまして、職員を紹介いたします。

私は事務局長の森 正樹でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局主幹兼次長兼係長の橋本浩一です。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) よろしくお願ひいたします。

事務局長 事務局主査の高橋早苗です。

事務局(高橋主査) よろしくお願ひいたします。

事務局長 事務局主事の高畑祥史です。

事務局(高畑主事) よろしくお願ひいたします。

事務局長 以上、よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎その他

会 長 その他、皆様のから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を何点か申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目でございますが、次回の総会時に新しくなられた委員各位には、委員証バッジをお配りします。また、身分証明書、手帳についてもお配りしますので、よろしくお願いたします。なお、その身分証明書の写真の撮影がお済みでない方はお帰りの際に撮影をお願いしたいと思います。

また、次回の総会時にさきにサイズ表を出していただきましたが、全委員に作業着等をお配りする予定でございますので、よろしくお願いたします。

次に、お手元に座席表、総会予定表、委員名簿もお配りいたしました。なお、総会の日程についてご確認をお願いと思いますが、毎月の総会には農業委員の皆様と推進委員の皆様方も全員ご出席で開催いたしますので、よろしくお願いたします。

また、小委員会の委員に選出された農業委員各位は、毎月20日ごろ、に小委員会が開催されますので、よろしくお願いたします。運営委員会につきましては、定例の案件としては、毎年7月と1月、市役所農政課より農業振興整備計画に基づく農振除外の申請に伴う案件の審議を依頼された場合にご出席をいただくこととなりますので、よろしくお願いたします。地区代表者の会については、親睦会の開催等で不定期になりますが、総会前に開催いたしますので、その都度ご出席をお願いしたいと思います。いずれにつきましても、事前に個人ごとに通知を差し上げますので、なにとぞよろしくお願いたします。

次に、3点目でございますが、農地転用の締め切りについては一覧表にもありますが、毎月15日前後となっております。担当地区での審議案件の申請があった場合は、農地法第3条の場合は15日以降に、農地法第4条、第5条の申請があった場合は、小委員会終了後、に各地区の担当の推進委員及び農業委員各位に個別に調査書をお送りさせていただきます。その通知があった場合は現地調査、関係地権者等からの事実確認と農業委員会総会での意見の報告をお願いすることになっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、その意見の報告の回答例については資料を配付させていただきましたので、対応方よろしくお願いたします。

次に、4点目でございますが、新任の農業委員及び推進委員の皆様には、報酬の支払いに必要な振込口座の記入用紙を配付させていただきましたので、次回の総会時までには事務局までご持参をお願いします。

以上で連絡事項を終わります。

会 長 皆様、何かご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

会 長 なければ、平成28年第1回白河市農業委員会臨時総会を閉会させていただきます。  
皆様のご協力ありがとうございました。

(午後4時00分)

---